

●事例紹介●

# 北海道大学における留学生支援の取組

門田 公秀

(北海道大学学術国際部長)

一 はじめに

北海道大学の留学生数は、平成一六年一月一日現在七九二人で、年々留学生数は増え、一〇年前の平成七年の留学生数四九六人と比べると六三%の増加となっている(図1)。このように留学生数は着実に増加してきたが、反面、留学生への学業、経済、生活面での支援は必ずしも十分といえるものではなかった。このような状況下において、平成一五年十二月一六日付けで中央教育審議会から出された答申「新たな留学生政策の展開について」では、留学生の受入れ体制の充実などが必要である旨の提言がなされた。

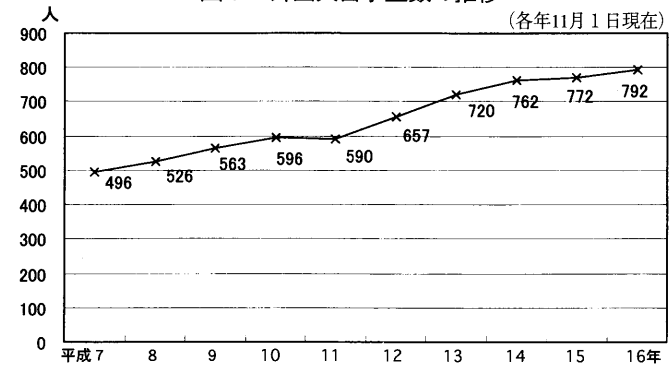
また、平成一六年四月から国立大学法人となり、六年間に達成すべき事項を中期目標・中期計画にまとめるとともに、六年後に国立大学評価委員会から評価を受けることとなった。

これらのことから北海道大学では、前述の中央教育審議会の提言を踏まえ、北海道大学の中期計画において留学生支援に関する目標を達成するための措置として、①学内数部局に配置されている留学生担当専任教員について、全学的視点のもとにその配置の在り方を検討、②本学留学生を支援する団体との連携の強化、③留学生の学修を実りあるものにするため、その家族を支えるボランティア団体等との連携を深めるなどの施策を掲げ、留学生支援体制の整備

図2 国・地域別外国人留学生数

アジア		アフリカ		中・南アメリカ	
中国	291	エジプト	10	ブラジル	13
韓国	113	エチオピア	4	パラグアイ	3
台湾	35	モロッコ	3	ジャマイカ	2
インドネシア	32	ウガンダ	2	アルゼンチン	1
バングラデシュ	30	ザンビア	2	コロンビア	1
その他14か国・地域	125	その他5か国・地域	5	その他6か国・地域	6
19か国・地域	626	10か国・地域	26	11か国・地域	26
中東		欧州 (NIS諸国含む)		合計 78か国・地域 792人	
イラン	5	ロシア	10		
トルコ	3	カザフスタン	5		
オマーン	1	ブルガリア	5		
バーレーン	1	ハンガリー	4		
パレスチナ	1	フランス	4		
その他2か国・地域	2	その他21か国・地域	35		
7か国・地域	13	26か国・地域	72		
大洋州		北アメリカ州			
オーストラリア	4	アメリカ合衆国	16		
ニュージーランド	1	カナダ	7		
パプアニューギニア	1	2か国	23		
3か国	6				

図1 外国人留学生数の推移



を図ることとなった。  
本稿では、これら中期計画に掲げた事項の具体的な実施状況を中心に紹介したい。

②事業内容  
外国人留学生に対する支援は、奨学金、宿舍、医療等多岐にわたたり、多くは国や大学等の施策として実施しているが、それらの施策では賄えない次に掲げる事項について後

①運営経費  
後援会の目的に賛同した北海道大学教職員を会員とし、会員は会費として一口六〇〇円以上を年二回（六月及び一二月）納入することとなっている。これら会員からの納入金と後援会への寄付金を運営経費に充てている。  
後援会の設立に当たり、全教職員の五〇%の加入を目標に一年間で五〇〇万円程度の収入を見込んだところ、平成一五年度は加入率二四%、収入（会費、寄付金等）四九〇万円程であり、平成一六年度は一二月現在加入率二七%、収入（会費、寄付金等）四五〇万円程で、合計約九四〇万円の収入となっている。今後、以下に述べる各種事業を安定的に実施するためばかりでなく、将来的には外国人留学生に対する奨学金の提供をも視野に入れ、約二、〇〇〇万円程度を確保したいと考えており、加入率の向上等なお一層努めていくこととしている。

二 留学生支援のための体制の整備  
(一) 北海道大学外国人留学生後援会の設立  
北海道大学では、現在、世界の七八か国・地域から七九二人の外国人留学生が在籍している(図2)。これらの外国人留学生は、母国を遠く離れ日本で過ごす間、言語、風俗、習慣の違いなどから勉学、住居、経済生活等にわたり日々様々な困難に直面しているが、その対応は、個々の留学生や指導教員等に依存している部分が多く、様々な問題を抱えている。また、北海道大学に在籍する留学生の約六〇%が私費留学生で、多くの者はアジア諸国を中心とする国々からの留学生となっており、日本と留学生の出身国とを比べた場合、所得や物価の面などで非常に厳しい経済状況にある。  
このような状況を打開するため、全学的見地から新たに外国人留学生に対する支援の拡充と指導教員やボランティア団体の負担軽減を図ることを目的に、平成一五年四月「北海道大学外国人留学生後援会」(以下「後援会」という)を設立した。

援会で援助、支援を行う。

(ア) 外国人留學生の賃貸住宅入居に伴う連帯保証に係る支援

従来、民間住宅に入居しようとする外国人留學生については指導教員に連帯保証人を依頼していたが、依頼する側依頼される側双方の精神的負担は非常に大きなものがあった。本支援は、そのような現状を改め、いわゆる機関保証を行うことにより指導教員の負担軽減を図るものである。具体的には外国人留學生が民間下宿・アパート等に入居する際、連帯保証人を必要とする場合に、家財、借家人賠償責任担保特約付きの住宅総合保険に加入していることを条件に北海道大学学術国際部国際企画課留学生交流室長が連帯保証人となり、万が一保証機関として金銭的支援の必要が生じた場合に備え、年一五〇万円程度を後援会の活動予算として計上している。

(イ) 外国人留學生の疾病等に対する経済的支援(貸付)

外国人留學生が怪我や病気により高額な医療費を支払わなければならない場合、独立行政法人日本学生支援機構の医療費補助制度による還付を受けられるが、その還付を受

けるまで二か月程度を要するため、一時的に資金の貸付を行うものであり、年一五万円程度を後援会の活動予算として計上している。

(ウ) 外国人留學生を支援する団体に対する支援

外国人留學生及びその家族を支援するボランティア団体に対し、支援の内容により適切な援助を行うものである。具体的支援としては「北海道大学国際婦人交流会」に対し、同交流会が発行している生活情報雑誌等の印刷費の補助等を行っており、年一〇〇万円程度を後援会の活動予算として計上している。

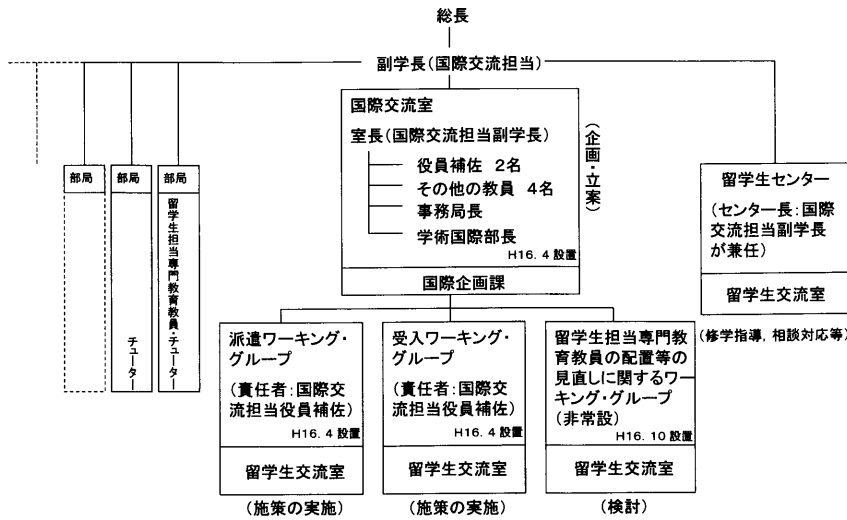
(エ) 外国人留學生の不測の事故等に関する経済的支援

外国人留學生が交通事故等に遭い大怪我を負った場合、あるいは死亡した場合等に一時的な貸付や見舞金等の支給を行うものであり、年一〇〇万円程度を後援会の活動予算として計上している。

(二) 企画・立案及び施策の実施機能の強化

北海道大学における留學生支援に関する企画・立案機能は、法人化前は各部署を代表する教員を委員とする国際交

図3 北海道大学における留學生の支援体制



流委員会(委員長: 国際交流担当副学長)及びその直轄の留學生交流専門委員会が担っていた。法人化後においては、総長及び理事がリーダーシップを発揮しやすいよう、また、施策を迅速に実施できるよう、国際交流全般について企画・立案を行う総長直轄の組織である「国際交流室」(室長: 国際交流担当理事・副学長)を置き、担当役員補佐(2名)他、総長が任命する四名の教員と、事務局長、学術国際部長の計九名がこれを担うことになった。国際交流室の下には、留學生のみならず広く研究者まで含めた派遣・受入れに関する全学的な施策を実施するためのワーキング・グループをそれぞれ設置し、担当役員補佐がそれぞれのワーキング・グループの責任者となり、互いに連携を取りつつ、国際交流の推進を図るなどの新たな試みを行っている(図3)。

(三) 事務組織の改編(国際企画課と留学生課の統合)

北海道大学では、法人化に伴い、それまで学務部に位置づけられていた留学生課を、学術国際部国際企画課の中の留学生交流室として位置づけ、国際関係業務の連携強化を図った(図4)。これは、学生という側面と国際交流の一環であるとの側面を常に有する留學生について、法人化後は国際交流の側面をより重視し、業務を実施してこうと

図5 部局別外国人留学生数

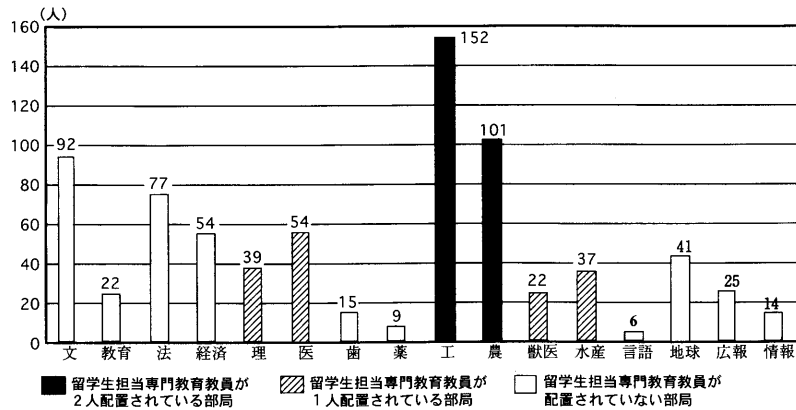
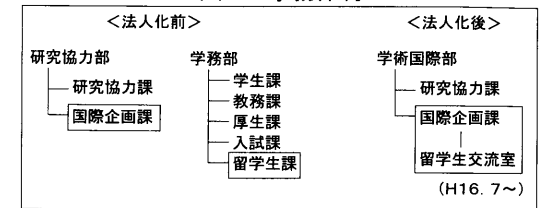


図4 事務体制



いう姿勢の現れである。具体的な効果の一例としては、これまで外国人留学生用の宿舎と外国人研究者用の宿舎とをそれぞれの課が別々に管理していたところ、一括した、より効率的な管理が可能となったことが挙げられる。また、留学生交流ばかりでなく、学術交流にも通じた国際関係のスペシャリストを育成しやすい環境になったことも、長期的観点からは大きな利点と言えよう。

なお、留学生関係の業務が学務部から離れることにより、学務関係の業務に支障が生じるのではないかと懸念もあったが、従来どおり、教務委員会の下に位置づけられている留学生教育専門委員会において学務関係に関する全学的な調整・情報交換が行われていることもあり、現在のところ、特段の支障は生じていない。

### 三 留学生に対する支援の充実

#### (一) 留学生担当専門教育教員の配置等の見直し

北海道大学では、現在、外国人留学生に対する教育、研究上あるいは社会生活上の相談、指導を行うため六部に留学生担当専門教育教員が八人(講師)、留学生センターの留学生指導部に留学生指導担当教員が二人(教授一人、助教一人)配置されている。留学生担当専門教育教員は、当人が所属する部局の外国人留学生に対するアカデミック・サポートを中心に、北海道大学に在籍する外国人留学生の学習環境への適応を促進するとともに、留学生センターの留学生指導担当教員と連携を取りながら生活上の助言を行うことが主たる職務である。更に、留学生受入れ方針や留学生に対する施策に関する助言を行うため、北海道大学の外国人留学生の実態を把握するとともに、国内及び国際的に開催される留学交流に関する研修会等に参加することもその職務に数えられる。しかし、これらのことを明文化したものがなく、留学生担当専門教育教員の外国人留学生に対する対応には部局によって温度差がある現状にある。

また、留学生担当専門教育教員の配置については、これまで外国人留学生を多数受入れている部局において要求し、配置されてきたが、最近では留学生担当専門教育教員が配置されている部局の外国人留学生数と配置されていない部局の外国人留学生数が逆転するという現象も生じてきた(図5)。他方、昨今の厳しい財政事情の中では、追加的に担当教員を配置することも困難と言わざるを得ない。

このような現況を踏まえて、外国人留学生への支援体制の充実・強化に向けて留学生担当専門教育教員の職務を明確にするとともに、その配置の見直しを図るため、昨年一〇月二五日付けで、前述の国際交流室の下にワーキング・グループを設置した。ワーキング・グループでは、①留学生担当専門教育教員の配置(留学生担当専門教育教員の交代時における任期制の導入など)、②留学生担当専門教育教員の職務(職務に関する外形標準的な基準案の策定など)の他、③留学生の来日間もない時期における生活支援面での活躍が期待されるチューターの業務(業務に関する全学共通マニュアルの作成など)について検討することとしており、昨年十一月一〇日に第一回目の検討を開始し、本年中には具体的な案をとりまとめることとしている。

(二)アフターケアの充実

北海道大学では、外国人留学生在が大学を離れた後のケアは、これまで各指導教員任せとなっており、組織的には行われていなかった。しかしながら、外国人留學生OBと本学教員等とのネットワークを引き続き維持することは、本学にも大きなメリットをもたらし得ると考えられる。具体的には、同OBを通じて、同OBの新たな所属機関と本学との間の共同研究や学生交流の新たな展開、また、同機関における本学の活動の宣伝、などが期待できる。そこで、本学の主な活動について英文で紹介するニュースレターを季刊で発行することとし、昨年一月に第一号を国内外の留學生OBなど二、一〇〇人余に送付した。今後、本学の活動を定期的に提供することを通じて、本学の活動状況が世界各地へ伝播することが期待される。また、これを通じて海外における本学OBのネットワークが構築され、世界各地におけるOB会の設立の助けとなることが期待される。

(三) 関係機関との連携の強化

外国人留學生に対する生活支援を充実させるためには、関係機関との連携を強化することが不可欠と考えられる。

北海道大学においては、次に述べるような関係機関との連携を行っている。

①北海道大学国際婦人交流会

北海道大学の元・現教職員の夫人及び女性職員約一三〇名を会員とするボランティア組織である北海道大学国際婦人交流会では、外国人留學生・研究者の家族等に対し、日本語教育、冊子「札幌のくらし」の発行を通じた生活情報の提供、ガレージセールを通じた生活用品の提供、ピクニックや盆踊り等の行事を通じた文化・親睦活動を行っている。大学としては、同交流会に対し、前述二(一)(ウ)のとおり財政的支援を行うとともに、同交流会が活動しやすい環境を提供し、大学の業務ではなかなか手が行き届かない留學生の家族に対するきめ細かいサービスの提供を確保している。

②札幌市

札幌市は、その外郭団体である札幌国際プラザが事務局を務める「札幌圏大学国際交流フォーラム」の運営を通じて、札幌圏の大学に所属する外国人留學生の支援を行っている。同フォーラムでは、会員である札幌圏の国・私

立三三大学が、国際交流、特に外国人留學生に関する情報交換を定期的に行っている。発足して一五年が経過している同フォーラムの幹事長は、歴代北海道大学の教員が務めているなど、本学は同フォーラムの運営に積極的に携わってきている。今後とも、同フォーラムとの連携を深め、外国人留學生に対する地域ぐるみの支援の強化を図る必要があると考えている。

③日本学生支援機構

幸運なことに、札幌市には日本学生支援機構の支部及び同機構が運営する札幌国際交流会館がある。本学で学ぶ外国人留學生の一部も、同会館を宿舍として利用させていただいている。しかしながら、同会館や本学が提供しうる低廉な宿舍へ入居できる本学の外国人留學生は、全体の約三分の一に過ぎない。外国人留學生が安心して勉学に集中するためには、奨学金の提供と並んで、低廉な宿舍の提供は欠かすことのできない事項であり、今後本学としては、同機構や他の関係団体との連携を強化し、より多数の低廉な宿舍が提供できるよう、一層の力を注ぎたいと考えている。

④札幌商工会議所

札幌商工会議所では、中国とのビジネスに関心をもつ地元企業と、中国人留學生の交流会を昨年開催している。この交流会がきっかけとなり、本学の大学院生二名が、地元有力銀行にパート社員として採用された例があるなど、着実に成果が挙がっている。中国人留學生の採用を考えている企業にも、日本での就職又は実務研修を希望している中国人留學生にも評判がいいようだ。北海道大学としては、昨年から日本人学生ばかりでなく、外国人留學生の就職の支援をも充実させるため「キャリアセンター」を発足させたところであるが、今後とも、札幌商工会議所をはじめとする関係団体との連携を図り、外国人留學生に対する就職活動支援を強化することが必要と考えている。

⑤北海道大学生生活協同組合

外国人留學生が快適なキャンパスライフを送る上で、食物の禁忌問題は見過ごしてはならない問題であるが、北海道大学生生活協同組合の食堂では、これまでイスラム教徒用のハラールフード(アラール(神)により食べることを許された食べ物)が提供されたことはなかった。しかしながら、国際交流室から同組合にその提供について検討を依頼した

ところ、先頃その試食会が行われ、試食した留学生及びその家族に大変好評であった。ハラルフードについては、大阪大学において以前から継続的に提供されていると承知している。本学としては、食生活の面ばかりでなく、生活上の諸側面において、様々な民族的、宗教的、文化的背景をもつ留学生からの要望に対応できるよう、引き続き努めていきたい。なお、同組合には、この他、留学生への低廉な宿舍の斡旋について、これまで以上の協力をいただけないか、現在協議を行っているところである。

主な関係機関との連携の現状は以上のとおりであるが、今後、この他の関係団体とも連携を強化し、産・官・民各方面の協力を得ながら、外国人留学生に対する支援を強化していきたい。

#### 四 おわりに

今回は、外国人留学生に対する支援に焦点を当て、北海道大学における国際交流の取組の現状を紹介した。

北海道大学は、建学当初からその基本理念に「フロンティア精神」、「全人教育」、「実学の重視」と並び「国際性の涵養」を掲げており、国際交流に力を入れてきた。事実、

新渡戸稲造博士をはじめとする国際人を多数輩出しており、近年においても、水のノーベル賞と言われるストックホルム水賞を受賞した浅野孝教授は、本学卒業の後、カリフォルニア大学デビス校において長年にわたり活躍されているなど、その伝統は営々と受け継がれているものと考えられる。

北海道大学が引き続き世界に開かれた環境を維持・発展させていくためには、留学生交流をはじめとする国際交流について、大学として真剣に取り組んでいかなければならない。今回は紙面の都合上、説明を割愛させていただいたが、外国人留学生については、この他、留学生センターにおいて、地域との交流を促進するための各種交流会の開催等を行っている。さらには、日本人学生についても、海外留学を促進するため、国際交流室の主導の下で、例えば留学経験のある学生と共催で学生の視点に立った説明会を企画するなど様々な試みを行っている。機会があれば、これらの取組についても、改めて紹介することとしたい。